

平成31年度 税制改正(国税)について

財務省主税局総務課 税制企画室長 内藤 景一郎

平成31年度税制改正については、昨年12月14日に与党における税制改正プロセスを経て、12月21日に「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

本稿においては、「平成31年度税制改正の大綱」の概要や消費税率引上げに伴う対応等を中心に説明したい。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1. 平成31年度税制改正の基本的考え方

安倍内閣は、これまで、デフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組んできたところであり、生産年齢人口が450万人減少する中においても、経済は10%以上成長し、雇用は250万人増加した。賃金も2%程度の賃上げが5年連続で実現しており、雇用・所得環境は大きく改善している。

こうした経済環境の下、今こそ、少子高齢化という構造的な課題への対処に踏み出していく必要がある。高齢者から若者まで全ての世代が安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するとともに、財政健全化も確実に進めていくため、消費税率10%への引上げが平成31年10月に行われる。その際には、平成26年4月の消費税率引上げの経験を踏まえ、後述するとおり、需要変動の平準化に向けた措置が講じられることとなっている。また、軽減税率制度については制度が円滑に実施されるよう事業者の準備促進に向けた取組みを徹底するほか、消費税率の引上げと事業者による価格設定との関係について事業者・消費者の理解を深めていくための取組みを進める。

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路を実現するためには、潜在成長率を引き上げていくことが重要で

あり、「生産性革命」と「人づくり革命」に最優先で取り組む必要がある。さらに、経済の好循環を一層拡大していくためには、経済成長の果実を地方に波及させていくことが不可欠である。

こうした観点から、平成31年度税制改正においては、消費税率の引上げに際して自動車と住宅に対する税制上の支援策等を講ずるほか、イノベーションを促進するための研究開発税制の見直し、経済活動の国際化・多様化等を踏まえた国際課税の見直しや納税環境整備等を行うこととしている。

具体的な改正内容等は以下のとおりである。

2. 平成31年度税制改正における主な措置等

(1) 消費税率の引上げに伴う対応

今回の消費税率引上げに当たっては、税率引上げによる経済への影響を十二分に乗り越える支援策を講ずることとしている。

(ア) 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策

前回の8%への税率引上げ時には、様々な物の価格が一斉に上昇し、引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減が生じた。この経験を踏まえ、小売業者が萎縮することなく柔軟に価格設定を行えるよう、消費税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや消費税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者にも周知し、また、消費者に誤認を与えて駆け込みを煽る行為を防止することで、需要変動の平準化を図っていくため、昨年11月28日に関

資料1 「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の概要

- 前回引上げ時の経験を踏まえ、税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者へ周知し、柔軟に価格設定できる環境を整備。
- 同時に、下請事業者が買ったたき等の転嫁拒否を受けないよう、転嫁対策を推進。

1. 価格設定に関する考え方

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されているが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではない。例えば、「10月1日以降〇%値下げ」などと表示することは問題ない。
- ・ 中小・小規模小売事業者に対して、来年10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定。これにより、中小・小規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになる。

2. 適正な転嫁の確保

- ・ 消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはならない。
来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対する不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に実施。

3. その他

- ・ 消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定。事実として、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性。
- ・ 消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定。これについて特に変更はない。
- ・ 従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではない。

係府省庁において「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」を取りまとめた（資料1）。同時に、下請け事業者が買ったたき等の転嫁拒否を受けないよう、政府一丸となって転嫁対策を推進していくこととしている。

(イ) 住宅に係る措置

消費税率引上げに際し、予算措置と併せて、消費税率引上げ後の購入にメリットが出るよう、住宅ローン控除を拡充する。具体的には、消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を現行の10年から13年に3年間延長する。11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限（各年において（1）建物購入価格の2/3%、（2）住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額）を設定する。適用期間は2020年末までである（資料2）。

(ウ) 自動車に係る措置

消費税率引上げ後に購入した新車から自家用自動車（登録車）の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、需要の平準化を図る（資料3）。また、自動車の取得時の負担感を緩和するため、消費税率引

上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減する。併せて、政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化する（資料4）。

(エ) 軽減税率制度の実施について

消費税率10%への引上げに併せて実施される低所得者への配慮のための軽減税率制度について、軽減税率の適用に関する具体的な事例も含むQ & Aの追加、個別の相談対応等、一層丁寧な対応による周知徹底を行う。また、事業者の事務負担の軽減等の観点からレジ導入等への支援を行うことで準備を更に促し、制度の円滑な実施に向け万全を期す。

(2) デフレ脱却・経済再生、地方創生の推進

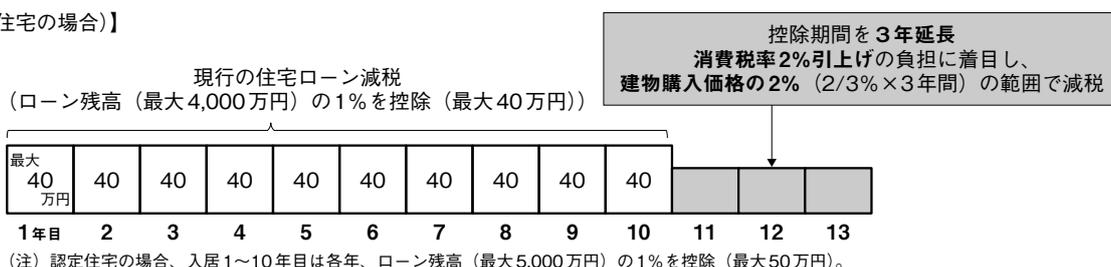
(ア) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

少子高齢化が中長期的に経済成長を制約する要因となる中で、持続的な成長経路を実現していくためには、イノベーションの強化等生産性の向上により、潜在成

資料2 住宅に係る駆け込み・反動減対策（税制面の対応(案)）

- 消費税率10%が適用される住宅取得等について、**住宅ローン控除の控除期間を3年延長**（現行10年間⇒13年間）。
 - 11年目以降の3年間については、**消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定**。
 具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除。
 - ① 建物購入価格の2/3%
 - ② 住宅ローン年末残高の1%
- ⇒ **3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%（2/3%×3年）」の範囲で減税を行う**。ただし、ローン残高が少ない場合は、現行制度通り住宅ローン年末残高に応じて減税する。
- (注1) 平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用。
 (注2) 建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円（現行制度と同水準）。
 (注3) 入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税額から控除。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。
 (注4) 入居1～10年目は現行制度通り税額控除。

【拡充のイメージ（一般住宅の場合）】



資料3 平成31年度税制改正の概要（車体課税）(案)

- ▶ **自動車税の恒久減税**（減収額：▲1,320億円程度）
 - ・ 消費税率引上げ後に購入した新車から、**小型自動車を中心に、自家用自動車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げる**（例：660cc超1,000cc以下は▲4,500円/年の引下げ）。
 - ・ 税制抜本改革法以来の累次の大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、**今般の措置をもって最終的な結論とする**。
- ▶ **自動車重量税のエコカー減税の見直し**（増収額：270億円程度）
 - ・ 政策インセンティブ機能の強化の観点から、**1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化**。
- ▶ **地方税財源の補てん**
 - ・ 自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、**地方税の見直しによる増収により確保できない分（800億円程度）について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てん**。
 - ・ エコカー減税の見直し（前述）
 - ・ **自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ**
 現行407/1000⇒平年度（平成47年度（2035年度）～）490/1000
 - ・ **揮発油税から地方揮発油税への税源移譲**
 揮発油税税率 48,600円/kl（現行）⇒48,300円/kl（平成46年度（2034年度）～）▲300円/kl
 地方揮発油税税率 5,200円/kl（現行）⇒5,500円/kl（平成46年度（2034年度）～）+300円/kl
- ▶ 消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率を1%分軽減。

長率を高めていくことが重要である。このため、研究開発投資の多様化を図り、質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、研究開発税制の見直しを行う（資料5）。

〈オープンイノベーション型〉

- ・ オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、**控除上限を法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる**。さらに、大学における研究開発の運営・管理体制の充実に向け、大学と

の共同研究等に係る試験研究費について、その運用を明確化する。

〈総額型〉

- ・ 総額型について、増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業（注：設立後10年以内で当期において翌期繰越欠損金を有する法人（大法人の子会社等を除く。））の控除上限を法人税額の40%（現行：25%）に引き上げる。

資料4 自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）(案)

	現行（平成30年(2018年)5月1日～31年(2019年)4月30日）		改正案（平成31年(2019年)5月1日～33年(2021年)4月30日）	
	初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検
電気自動車等 ^(注1)	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+90%達成	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+80%達成	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+70%達成	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+60%達成	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+50%達成	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+40%達成	免税	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+30%達成	▲75%軽減		▲50%軽減	
2020年度燃費基準+20%達成	▲50%軽減		▲25%軽減	
2020年度燃費基準+10%達成	▲25%軽減			
2020年度燃費基準達成				
2015年度燃費基準+10%達成	(本則) ^(注2)			

(注1) 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。
 (注2) ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替の観点から、経過措置として、平成30年(2018年)5月1日～平成31年(2019年)4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。）には本則税率を適用。
 (注3) ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車（☆☆☆☆）又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

資料5 研究開発税制の見直し（案）

研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行う。

- 質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、オープンイノベーション型について、対象に民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への一定の委託研究を追加する等とともに、控除上限を引上げ。
- 総額型については、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を引き上げるとともに、増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直す。税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。
- 高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置を創設し統合。

《現行》		《改正案》													
総額型 一般試験研究費に係る税額控除	<table border="1"> <tr> <td>税額控除率</td> <td>試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)</td> </tr> <tr> <td>控除上限</td> <td>法人税額の25% (* 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合） * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ（*：高水準型との選択）</td> </tr> </table>	税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)	控除上限	法人税額の25% (* 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合） * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ（*：高水準型との選択）	総額型	<table border="1"> <tr> <td>税額控除率</td> <td>試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) (* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：上記割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※</td> </tr> <tr> <td>控除上限</td> <td>法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） (* 中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ※</td> </tr> </table>	税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) (* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：上記割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※	控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） (* 中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ※				
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)														
控除上限	法人税額の25% (* 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合） * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ（*：高水準型との選択）														
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) (* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：上記割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※														
控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） (* 中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ※														
高水準型 （30年度末期限） 平均売上金額の10%超の試験研究費に係る税額控除	<table border="1"> <tr> <td>税額控除率</td> <td>(試験研究費割合-10%)×20%</td> </tr> <tr> <td>控除上限</td> <td>法人税額の10%</td> </tr> </table>	税額控除率	(試験研究費割合-10%)×20%	控除上限	法人税額の10%	※ 平成32年度末までの時限措置 総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分									
税額控除率	(試験研究費割合-10%)×20%														
控除上限	法人税額の10%														
オープンイノベーション型 特別試験研究費に係る税額控除	<table border="1"> <tr> <td>税額控除率</td> <td>特別試験研究費の内容に応じ、20% or 30%</td> </tr> <tr> <td>控除上限</td> <td>法人税額の5%（一般試験研究費とは別枠）</td> </tr> <tr> <td>対象範囲</td> <td>・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 など</td> </tr> </table>	税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 30%	控除上限	法人税額の5%（一般試験研究費とは別枠）	対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 など	オープンイノベーション型	<table border="1"> <tr> <td>税額控除率</td> <td>特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30%</td> </tr> <tr> <td>控除上限</td> <td>法人税額の10%（一般試験研究費とは別枠）</td> </tr> <tr> <td>対象範囲</td> <td>・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への委託研究のうち、一定のもの ・一定の特定用途医薬品等に関する試験研究など</td> </tr> </table>	税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30%	控除上限	法人税額の10%（一般試験研究費とは別枠）	対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への委託研究のうち、一定のもの ・一定の特定用途医薬品等に関する試験研究など
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 30%														
控除上限	法人税額の5%（一般試験研究費とは別枠）														
対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 など														
税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30%														
控除上限	法人税額の10%（一般試験研究費とは別枠）														
対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への委託研究のうち、一定のもの ・一定の特定用途医薬品等に関する試験研究など														

〈高水準型の総額型への統合〉

- ・ 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。

(イ) 個人事業者の事業承継に対する支援

平成30年度税制改正における法人の事業承継税制に続き、個人事業者についても、高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発

展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するための相続税・贈与税の新たな納税猶予制度を10年間の時限措置として創設する。具体的には、事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予とする。なお、この新たな制度は、既存の事業用小規模宅地特例との選択適用とする。また、法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を受ける仕組みとし、承継後は事業・

資料6 個人事業者の事業承継税制の創設（案）

- 既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、10年間の時限措置として、新たな納税猶予制度を創設する。
 - 法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を受ける仕組みとし、承継後は事業・資産保有の継続を定期的に確認。
-
- **事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産^{*}について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予**
 - ※ 建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等
 - ・ 事業用宅地の面積上限（400m²）と事業用建物の床面積上限（800m²）を設定
 - ・ 法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付
 - **相続時・生前贈与時いずれにも適用可能とする**
 - **事業等の継続要件**
 - ・ 個人事業者の事業継続を支援するという政策目的との整合性を確保するため、相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設ける
 - ・ 個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設ける
 - ※ 後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除
 - ※ 経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除
 - **債務控除に関する措置**
 - ・ 債務控除を使った制度の濫用を防止するため、被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする
 - **税額の計算方法**
 - ・ 後継者以外の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法とする
 - ※ 貸付事業（アパート、駐車場等）は、現行の小規模宅地特例においても事業用とは別区分であり、本措置の対象外とする。
 - この他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じる。

資産保有の継続を定期的に確認することにより制度の適正性を確保する（資料6）。

あわせて、現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を行う。

（ウ）中堅・中小企業による設備投資等の支援

地域経済の中核を担う中小企業は深刻な人手不足に直面しており、生産性向上や経営に対する支援を強化していく必要がある。このため、中小企業の設備投資を促進し、経営を支援する観点から、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の適用期限の延長を行う。

また、地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点及び地方創生の推進の観点から、地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に引き上げる等の見直しを行う。

さらに、中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災への投資に係る特別償却制度を創設する。

（エ）地方創生の推進

〈地域における不動産の有効活用〉

- ・ 所有者不明土地の公的利用や空き家の発生抑制を進め、地域の未利用不動産の有効活用を図る観点から、譲渡所得に係る特例措置を拡充する。

〈外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上〉

- ・ 地域の特産品等の販売機会の増加、外国人旅行者の消費拡大を図る観点から、臨時の販売場での免税販売を認める措置を講ずる。

（3）経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

（ア）個人所得課税のあり方

個人所得課税については、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、近年、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直し等の取組みを進めてきた。加えて、与党税制改正大綱においては、今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方を検討することとされている。

特に、老後の生活等各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯

蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにする等公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進めることとされている（資料7～9）。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に、それぞれ平成25年度及び平成27年度の税制改正で導入された。制度の適用状況をみると、両措置とも、導入当初と比べて新規契約数が大幅に減少している。また、両措置については、導入当初から、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘があった。これらの観点を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、受贈者の所得要件設定や用途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年間延長する。また、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年間延長する。

(イ) 相続税・贈与税のあり方

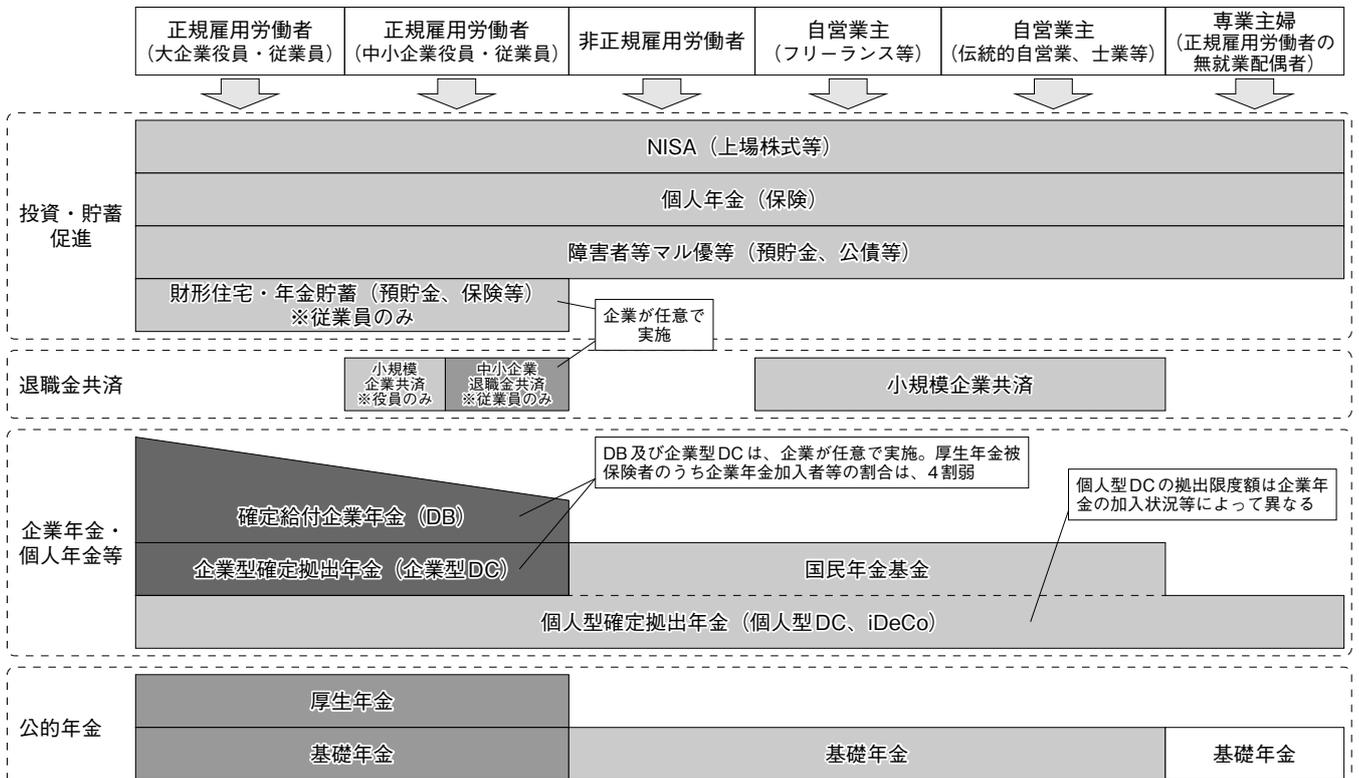
(一) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び

(二) 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移

資料7 老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状（イメージ）



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が (主に) 拠出するもの	事業主拠出・本人拠出 (折半)	本人が (主に) 拠出するもの	本人拠出なし
------------------	-----------------	-----------------	--------

(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

資料8 主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

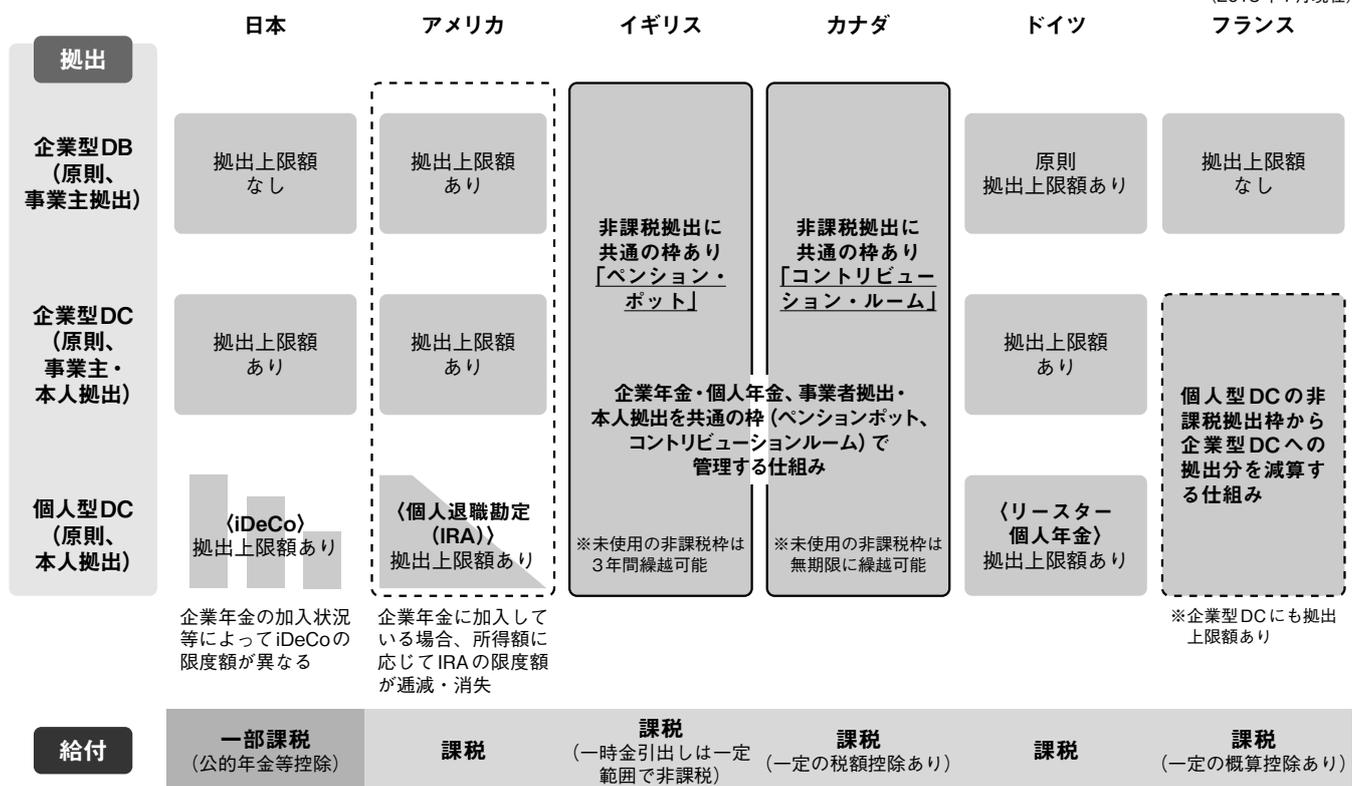
制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限	
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時		
私的年金	確定給付企業年金 (DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出 (本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金算入 非課税	一部控除 (生命保険料控除)	課税停止 (注)	なし (中途引出し可)	
	確定拠出年金 (DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度 (掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型 DC】 原則、事業主が拠出 (本人も一部拠出可能) 【個人型 DC】 (iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 (小規模企業共済等掛金控除)		【年金払い】 雑所得 (公的年金等控除) 【一時金払い】 退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半 (一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 (社会保険料控除)		非課税	支給開始年齢まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 (生命保険料控除)		一部課税	なし (中途引出し可)
	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	【一般NISA】 投資限度額：年120万円 (非課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額：年40万円 (非課税期間20年間)		(事業主拠出) なし		税引き後所得から拠出	非課税
財形住宅 (年金) 貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		課税	非課税	非課税	住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税	

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。
(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

特集

資料9 主要国における私的年金に係る税制 (拠出・給付の仕組み等)

(2018年1月現在)



※企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。
拠出上限額に関するそれぞれの囲みは、上限額の金額の大きさを表すものではない。また、「拠出上限額」は本資料では「非課税の拠出上限」を指す。

転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税もしくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、我が国においては、平成15年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。このような現状を踏まえ、与党税制改正大綱においては、今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進めることとされている。さらに、検討の進捗状況を踏まえ、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととしている（資料10）。

(4) 経済活動の国際化・電子化への対応と租税回避・脱税の効果的な抑制

経済活動の国際化・電子化は経済成長に貢献する一方で政策課題ももたらしている。国際課税制度の構築に当たっては、電子化を含む経済実態の変化や諸外国の動向を踏まえ、日本企業の健全な海外展開を支えるとともに、国際的な租税回避や脱税に対してより効果的に対応していく必要がある。

平成31年度税制改正においては、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえ、企業実態にも配慮しつつ、海外への過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避に対してより効果的に対応するための措置を講ずる。

〈過大支払利子税制〉

- ・過大支払利子税制については、利子の損金算入制限に関し、対象利子の範囲の拡大及び損金算入限度額の算定方法の見直し等により税源浸食リスクに応じた強化を行う。

〈移転価格税制〉

- ・移転価格税制については、独立企業間価格の算定方

資料10 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

米・シャープ税制	<p>米：遺産課税方式 シャープ税制：遺産取得課税方式</p> <p>生涯にわたる累積贈与額と遺産額（相続財産の額）に対して、遺産税（相続税）を一体的に課税</p> <p>生涯にわたる贈与※</p> <p>※死亡前に贈与があった年は、「その年までの累積贈与額に対する課税額」から「前年までの累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的
独・仏	<p>遺産取得課税方式</p> <p>死亡前の一定期間（独10、仏15年）の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p> <p>それ以前の贈与※</p> <p>一定期間内の贈与※</p> <p>※死亡前に贈与があった年は、「その年までの10（15）年間の累積贈与額に対する課税額」から「前年までの9（14）年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的
日本	<p>法定相続分課税方式</p> <p>相続税の課税回避（累進回避）を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税</p> <p>それ以前の贈与（暦年単位で課税）</p> <p>死亡前3年以内の贈与</p> <p>相続財産</p> <p>○に相続税を課税 〔死亡前3年以内の贈与を加算〕</p> <p>精算課税</p> <p>暦年毎の贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p> <p>選択前の贈与（暦年単位で課税）</p> <p>精算課税選択後の贈与</p> <p>相続財産</p> <p>○に相続税を一体的に課税</p>	<p>【暦年課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生前贈与と相続で適用税率に大きな差があることから、資産移転の時期に中立的ではない <p>【相続時精算課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税制度の枠内では、税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的 <p>選択制</p>

法を整備するとともに、一定の価値評価の困難な無形資産の取引に関して税務当局が取引後の事実関係を参照して取引価格の適切性を検証することが可能となるよう、OECD移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえた見直しを行う。

また、経済の電子化に伴い、物理的な拠点なく事業を行う外国企業の事業所得に十分な課税が行えないといった現行の国際課税原則の問題が顕在化している。このような課題に対して各国が各々に対応すれば、企業のビジネス展開上の不確実性を増加させ、経済活動に負の影響をもたらすことから、グローバルかつ長期的に持続可能な解決策を2020年までにとりまとめるべく、G20の議長国として国際的な議論を主導していく必要がある。

（5）円滑・適正な納税のための環境整備

（ア）金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、金地金等に係る消費税の仕入税額控除制度の適用を見直す。具体的には、金地金等に係る仕入税額控除については、現行の帳簿に加え、本人確認書類の写しの保存を要件とする。また、密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除を認めないこととする。

（イ）経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備

経済取引の多様化・国際化が進展する中、経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要である。このため、取引の仲介業者等が保有するデータやスマートフォンを活用して電子申告を行う仕組みを構築するなど、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の整備に向けて、官民が協働して取組みを進める。

また、自主的な適正申告を担保する観点から、国税当局が事業者等に対して必要な情報を照会するための手続を整備する。具体的には、まず、現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨を明確化する。その上で、高額・悪質な無申

告者等を特定するため特に必要な場合に限り、国税当局が事業者等に対して、担保措置を伴ったより実行的な形により情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。